

第3期熊本県自殺対策推進計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

自殺対策を計画的かつ効果的に推進するため、今後の県の指針として策定

2 計画の性格

保健・医療・福祉・教育・労働など様々な分野の行政機関や民間団体が、それぞれの役割を担いながら、連携、協力して自殺対策に取り組んでいくためのもの

3 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間（国の大綱の見直し時期に併せて期間を設定）

第2章 熊本県における自殺の現状

- ・平成30年には、248人まで減少したものの、近年は下げ止まりの傾向が見られる
※県内の自殺者数の推移 H29：272人 H30：248人 R1：269人 R2：282人
- ・全国で見た場合、自殺者数、自殺死亡率とも全国中位
※自殺者数 全国21番目、九州2番目（多い方から）
※自殺死亡率 全国24番目、九州3番目（高い方から）
- ・40歳代から60歳代の男性の自殺者の割合が高い
- ・年金等生活者や失業者等の無職者による自殺が多い

第3章 自殺対策の方向性

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない「支え合う熊本」の実現を目指す

目標

令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて34.7%以上減少させる
(平成27年：19.9 → 令和8年：13.0)

基本的な考え方

- (1) 自殺の現状に対する認識
 - ①自殺は、その多くが追い込まれた末におこるものです。
 - ②自殺者数は減少傾向にありますが、憂慮すべき状況が続いています。
 - ③被災者の心のケアを引き続き行っていく必要があります。
 - ④新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を行う必要があります。
- (2) 取り組みについての考え方
 - ①社会的な要因を踏まえ、総合的に取り組みます。
 - ②段階に応じた施策を行います。
 - ③自殺の事前対応の更に前段階での取り組みを推進します。
 - ④県民一人ひとりが自殺予防の担い手となるよう取り組みます。
 - ⑤自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取り組みを推進します。
 - ⑥被災者に寄り添った心のケアを進めます。
 - ⑦自殺者の名誉及び生活の平穏への配慮を認識して取り組みます。

第4章 自殺対策の取組み

国の「自殺総合対策大綱」や本計画における「基本理念」及び「基本的な考え方」を踏まえ、目標を達成するために民間団体と行政機関等が連携して、次のとおり自殺対策の取組みを実施

【施策体系】

- 1 普及啓発の推進
- 2 自殺対策に係る人材の育成
- 3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりの推進
- 4 適切な精神科医療を受けられる仕組みづくり
- 5 自殺リスクの低減
- 6 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 7 遺された人への支援を充実する
- 8 子ども・若者の自殺対策の推進
- 9 雇用対策及び勤務問題による自殺対策の推進
- 10 女性の自殺対策の推進
- 11 体制づくり

【主な取組み】

- ・自殺予防キャンペーン等の実施
- ・全県的な自殺予防ゲートキーパーの養成
- ・熊本地震及び令和2年7月豪雨における被災者の心のケアの推進
- ・うつ病以外のハイリスク者対策の推進
- ・ICTを活用した自殺対策の強化
- ・くまもと自殺予防医療サポートネットワーク
- ・SOSの出し方に関する教育の推進
・相談の多様な手段の確保
- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性への支援
や困難な問題を抱える女性への支援
- ・民間団体への活動支援

第5章 推進体制

・県、市町村、関係機関、民間団体等が、それぞれの役割を担い、計画に掲げる施策を連携して実施するために、自殺対策を推進するネットワークを構築

・県レベルでは、熊本県自殺対策連絡協議会において、定期的に本計画の進捗状況や効果を検証しながら自殺対策を推進

[推進体制]

